

児童発達支援センターおよび市所管課へのヒアリング

	A市	B市	C市	D市
公立／私立	公立（直営）	公立（指定管理）	私立	公立（直営）
児童発達支援	○（福祉型・医療型）	○（福祉型・医療型）	○（福祉型・医療型）	○（福祉型）
放課後等デイサービス	×	×	○	×
保育所等訪問支援	○	○	○	○
障がい児相談支援	○	○	○	○
療育の特徴	集団療育（保育・SST） 個別療育（心理・PT・ST・OT）	集団療育（保育） 個別療育（PT・ST・OT）	集団療育（保育） 個別療育（OT・ST） 個別療育（ポータープログラム）	集団療育（保育） 個別療育（PT・OT・ST）
発達障がいへの対応	・発達障がいの子どもの数や多様性が増し、子ども像にあった支援体制を検討している。	・知的障がいが中程度以上ある子どもが多い。 ・知的能力が境界レベル～健常域の子どもは、保育所や民間事業所に通っていることが多い。 ・自閉傾向が強い子どもを発達支援拠点に紹介することがある。	・知的障がいのある子どもが多く通所。自閉傾向のある子どもは多い。 ・発達障がいの対応は職員の力量が求められるが、業務が逼迫しており、勉強会等の時間確保が難しい。	・知的障がいや発達障がいのある子どもが多く通所している。

	A市	B市	C市	D市
<p>地域の中核的機能</p> <p>※幼保こども園への巡回支援については、どの市も児発Cと市が分担し実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保こども園への巡回支援システムは整備済 ・民間事業所に対し、支援者向け講座の開催や、実習受け入れを実施。アウトリーチによる支援を実施予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保こども園への巡回支援システムは整備済 ・民間事業所への支援は未実施（コロナ前は事業所連絡会を開催） 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保こども園への巡回支援システムは整備済 ・R4年度は、市の障がい児部会が民間事業所向けの懇談会を開いた。定期的な交流会等は未実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保こども園への巡回支援システムは整備済 ・民間事業所は連絡会への参加を必須とし、研修や困難事例の検討会を実施。
<p>その他（課題等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・SSTについてSVを受けられる機会があると良い。 ・他市町村の児発Cと繋がる機会があると良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他市町村の児発Cと繋がる機会があると良い（現在も拠点の圏域交流会に参加） ・就学後の支援 ・子育て支援課と障がい福祉課の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいの対応について、研修の機会があると良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学後の支援

発達支援拠点と児童発達支援センターの現状について

	発達支援拠点	児童発達支援センター
主な支援対象児	○発達障がいがあり、知的能力が軽度知的障がい～健常域の子どもを主な支援対象としている。	○発達障がいに限らず、3障がい全ての子どもを対象とする。 ○発達障がいのある子どもの場合、主に知的障がいのある子どもを支援対象としている。
発達支援の方法	○TEACCHプログラムに基づく個別専門療育を提供する。	○主に保育の考え方をベースとした集団療育を提供する。（個別対応でPT、OT、STその他の発達支援を実施することがある）
コンサルテーションの状況	○通所支援事業者等育成事業（機関支援）により、民間事業所を中心にコンサルテーションを行う。	○子育て支援課や教育委員会と連携し、幼稚園、保育園、認定こども園への巡回支援を行う。

R5年度のこどもワーキングで議論いただきたい点

発達支援拠点と児童発達支援センターの連携について、下記の観点から議論いただきたいと考えております。

- 発達障がい児支援についての助言
- 事業所支援における役割分担
- 発達支援拠点と圏域内の児童発達支援センターとの情報交換の場づくり